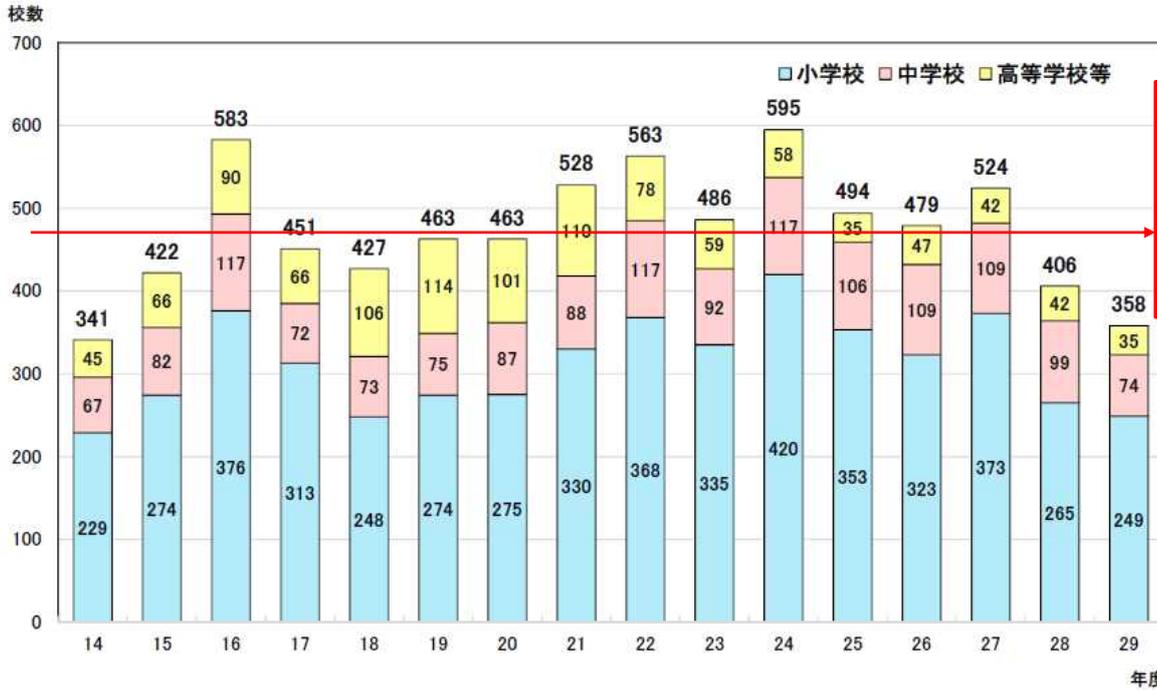


廃校の発生状況

- ◆ 少子化の影響により、毎年平均約470校程度、廃校が発生（【図1】）。

【図1】 公立学校の年度別廃校発生数（平成14年度～平成29年度）



毎年平均約470校。
H30年度時点で延べ7,583校が廃校に。
(平成14～29年度累計)

出典：平成30年度廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）

廃校の活用状況

【図2】 廃校の活用状況

廃校年度	小学校 中学校 高等学校等	前回 平成14年度～平成27年度 (平成28年5月1日現在)		今回 平成14年度～平成29年度 (平成30年5月1日現在)	
		(校)	(%)	(校)	(%)
廃校の数 (A)		6,811	87.3%	7,583	86.8%
施設が現存している廃校の数 (B)		5,943	87.3%	6,580	86.8%
活用されているもの (a)		4,198	70.6%	4,905	74.5%
活用されていないもの (b)		1,745	29.4%	1,675	25.5%
活用の用途 決まっている (c)		314	5.2%	204	3.1%
決まっていない (d)		1,260	21.2%	1,295	19.7%
取壊しを予定 (e)		171	2.9%	176	2.7%
存する施設なし (C)		868	12.7%	1,003	13.2%

- ◆ 廃校施設のうち約75%は、社会体育施設、社会教育施設・文化施設、福祉施設・医療施設、企業や法人等の施設、体験交流施設等、何らかに活用されている（【図2】）。

主な活用用途

	主な活用用途 (単位: 件数)			
	平成14年度～平成27年度 (平成28年5月1日現在)	平成14年度～平成29年度 (平成30年5月1日現在)		
	合計	校舎	屋内運動場	
学校(大学を除く)	1,609	3,473	1,756	1,717
社会体育施設	1,015	1,581	164	1,417
社会教育施設・文化施設	675	1,194	744	450
社会教育施設	604	912	560	352
文化施設	71	282	184	98
福祉施設・医療施設等	424	705	511	194
老人福祉施設	146	223	163	60
障害者福祉施設	92	169	126	43
保育施設	37	55	41	14
認定こども園	11	30	18	12
児童福祉施設(保育所を除く)	41	64	45	19
放課後児童クラブ	54	101	75	26
放課後子供教室	21	35	20	15
医療施設	22	28	23	5
企業等の施設・創業支援施設	370	783	526	257
企業や法人等の施設	339	711	478	233
創業支援施設	31	72	48	24
庁舎等	268	417	306	111
体験交流施設等	239	477	302	175
備蓄倉庫	102	177	113	64
大学	35	76	41	35
住宅	12	22	15	7

- ◆ 一方、廃校施設のうち約20%（1,295校）については、活用の用途が決まらず放置されており、その維持管理費等が、自治体にとっては負担となっている（【図2】）。

出典：平成30年度廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）

(複数回答)

(参考) 廃校の活用事例

広島県 三原市 旧久井南小学校 認定こども園

- 保育所2所・幼稚園1園の閉所に伴い、こども園を設置（平成26年度開所）。
- 保育環境や駐車場等の施設規模が確保できたこと、閉所・閉園した場所から同程度の距離であったこと等から旧久井南小学校を活用。
- 小学校時代からの地域住民との連携により、引き続き良好な関係が築けているとのメリット。



三重県 四日市市 旧東橋北小学校 子育て支援等複合施設

- 平成29年度に、こども園や児童館といった子育て支援機能をメインとし、中小企業支援や地域活動施設等の機能を持たせた複合施設として開所。
- 当該地域の子育て・子供関連施設が抱えていたスペース不足や老朽化等の課題を解決しつつ、公共施設を有効活用。
- 地域の声を聞きながら、市民が活動・交流できる場も加えて整備することで、地域の活性化や交流の創出に資する施設となった。



※文科省HPに、より多くの事例・詳細な情報を含む廃校の活用事例集を公表していますので、ご参照ください。

https://www.mext.go.jp/content/20210310-mxt_sisetujo-000010166_02.pdf
https://www.mext.go.jp/content/20210316-mxt_sisetujo-000010166_02.pdf

5

余裕教室の状況（公立小中学校等）

- 公立小中学校等の余裕教室の多くは、当該学校において、学習方法の多様化に対応したスペース等として活用。
- 学校施設以外の例としては、放課後児童クラブや、保育施設、社会教育施設等として、余裕教室を活用。

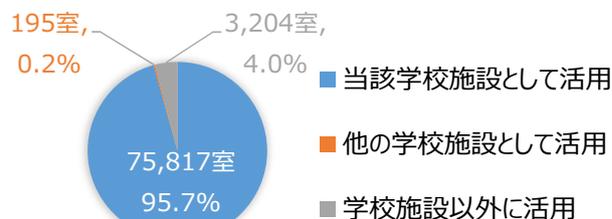
1) 余裕教室（公立小・中学校・義務教育学校）の数 （平成29年5月1日現在）

- 余裕教室80,414室のうち、79,216室（約98.5%）が活用されており、1,198室（約1.5%）が未活用である。



2) 余裕教室の活用状況

- 活用されている余裕教室79,216室のうち、75,817室（約95.7%）が当該学校施設として、195室（約0.2%）が他の学校施設として、3,204室（約4.0%）が学校施設以外の施設として活用されている。



- 学校施設以外の施設として活用している余裕教室3,204室は、地域の実情やニーズに合わせて活用されている。



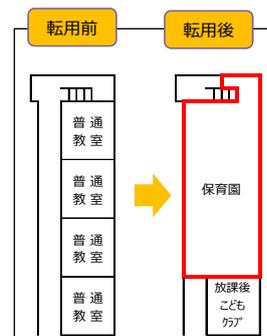
※本調査における「余裕教室」とは、現在は普通教室として使用されていない教室のうち、当該学校の学区域に現に居住する児童等の人口を鑑みて、今後5年以内、普通教室として使用されることがないと考えられる教室。

6

(参考) 余裕教室の活用事例

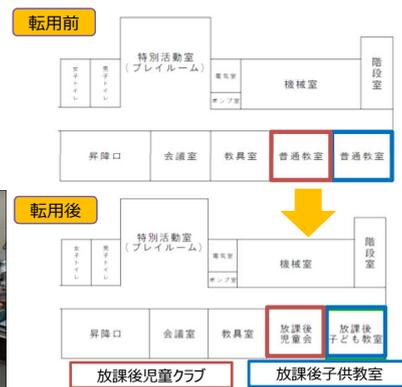
大阪府 豊中市 豊島小学校 保育所

- 駅より徒歩5分以内に所在。
- 平成14年度、約6,700万円をかけて、1階3室(285㎡)を転用。
- 「少子化対策臨時特例交付金」を活用。
- 専用出入口を設置し、児童に配慮した動線を確認した。



青森県 青森市 浦町小学校 放課後子供教室・放課後児童クラブ

- 平成27年度、約49万円をかけて、1階2室(131㎡)を転用。
- 「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」及び「子ども・子育て支援交付金」を活用。
- 学校内の隣接した教室に設置することで、安全・安心な居場所の確保や、児童クラブの児童が放課後子供教室の「自主活動の場」に参加しやすい環境。



※文科省HPIに、より多くの事例・詳細な情報を含む余裕教室の活用事例集を公表していますので、ご参照ください。
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/07/01/1286105_5.pdf

7

小中学校等の余裕教室等を活用した保育所等の整備について

- 令和2年12月、政府は「新子育て安心プラン」を公表。
 - 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備すると表明。
 - 全国の約8割の市区町村は待機児童を解消しているが、待機児童の6割超が都市部で発生。



**用地の限られる都市部を中心に、
余裕教室など既存施設の有効活用が重要となる。**

【余裕教室等の保育所への活用状況】

- 小学校75室、中学校6室の合計81室の余裕教室 (※1)、59件の廃校の校舎 (※2) が保育所として活用されている。
- 文部科学省は、平成31年1月31日に、小学校の余裕教室等の保育所への活用に当たり、児童福祉主管部局及び関係部局と連携・協力するよう、各都道府県教育委員会に依頼文書を出した。

※1 平成29年5月1日現在
 ※2 平成30年5月1日現在



**余裕教室等を活用した保育所整備について、
児童福祉主管部局等と教育委員会との積極的な連携をお願いします。**

8

小中学校等の余裕教室等を活用した放課後児童クラブの整備について

【「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)】

＜国全体の目標（一部抜粋）＞

- 全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち**一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、引き続き1万か所以上で実施**することを目指す。
- 放課後児童クラブ又は放課後子供教室を**新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用**することとし、**新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施**することを目指す。

＜国庫補助を受けて整備された公立学校施設の財産処分手続について＞

- 小中学校等の余裕教室を放課後児童クラブに活用するには、原則として財産処分手続が必要となるが、
 - 特別教室等を**放課後等において一時的に**学校教育以外の用途に活用する場合は、**手続不要**
 - 余裕教室を**1年以内に限定**して放課後児童クラブ専用室として活用する場合は、**手続不要**とするなど、簡素化を図っている。



**児童生徒の放課後の居場所づくりについて、
学校施設の積極的な活用の検討をお願いします。**

(参考) 廃校施設・余裕教室の活用にあたり利用可能な補助制度

令和3年4月現在

対象となる転用施設等	事業名	左記事業の交付要綱・実施要項等を掲載しているホームページのURL	所管官庁	
地域スポーツ施設	スポーツ振興くじ助成 (地域スポーツ施設整備助成)	https://www.jnsport.go.jp/sinke/josei/tabid/78/Default.aspx	スポーツ庁	(独)日本スポーツ振興センタースポーツ振興事業部支援第二課施設整備支援係 TEL:03-6804-3120
埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行うための設備整備事業	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 (国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金)	https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/hojokin.html	文化庁	文化資源活用課支援係 TEL:03-5253-4111 (内線2834)
児童福祉施設等 (保育所を除く)	次世代育成支援対策施設整備交付金	-	厚生労働省	
保育所等	子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)	-	厚生労働省	子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室調整係 TEL:03-5253-1111 (内線4960、4961)
	保育所等整備交付金	-		
	保育対策総合支援事業費補助金	-		
小規模保育事業所等	子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)	-	厚生労働省	子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室調整係 TEL:03-5253-1111 (内線4960、4961)
	保育所等整備交付金	-		
	保育対策総合支援事業費補助金	-		
放課後児童クラブ	放課後子ども環境整備事業	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit/suite/bunva/kodomo/kodomo_kosodate/s/kosodate/index.html	厚生労働省	子ども家庭局保育課(子育て支援課)健全育成推進室 TEL:03-5253-1111 (内線4845、4966)
障害者施設等	社会福祉施設等施設整備費補助金	-	厚生労働省	社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 TEL:03-5253-1111 (内線3035)
私立認定こども園	認定こども園施設整備交付金	-	文部科学省	初等中等教育局幼児教育課 TEL:03-5253-4111 (内線2714)
	保育所等整備交付金	-	厚生労働省	子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室調整係 TEL:03-5253-1111 (内線4960、4961)
	子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)	-	文部科学省 厚生労働省	上記と同様

(参考) 廃校施設・余裕教室の活用にあたり利用可能な補助制度

令和3年4月現在

対象となる転用施設等	事業名	左記事業の交付要綱・実施要項等を掲載しているホームページのURL	所管官庁	
地域間交流・地域振興を図るための生産加工施設、農林漁業等体験施設、地域芸能・文化体験施設等 (過疎市町村等が実施する過疎地域の廃校舎の遊休施設を改修する費用が対象)	過疎地域持続的発展支援交付金 (過疎地域遊休施設再整備事業)	-	総務省	自治行政局過疎対策室 TEL: 03-5253-5111 (内線5536)
他人の用に供するサテライトオフィス	デジタル活用環境構築推進事業 (地域サテライトオフィス整備推進事業)	-	総務省	情報流通行政局 情報流通高度化推進室 TEL: 03-5253-5751 (内線24136)
農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組に必要な施設	①農山漁村振興交付金(農泊推進対策)	https://www.maff.go.jp/i/nousin/kouryu/shinko/kouhukin.html	農林水産省	①農村振興局農村政策部都市農村交流課 TEL: 03-3502-8111 (内線5451)
	②農山漁村振興交付金 (農山漁村活性化整備対策)	http://www.maff.go.jp/i/kasseika/kaseibi/seibi.html		②農村振興局整備部地域整備課 (内線3098)
交流施設等の公共施設	林業成長産業化総合対策のうち 林業・木材産業成長産業化促進対策 (木造公共建築物等の整備)	-	林野庁	林政部木材利用課 TEL: 03-3502-8111 (内線6127)
立地適正化計画に位置付けられた誘導施設(医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設)等	都市構造再編集中支援事業	https://www.mlit.go.jp/toshi/crd/mac_hj_tk_000012.html	国土交通省	都市局市街地整備課 TEL: 03-5253-8111 (内線32763)
まちづくりに必要な地域交流センターや観光交流センター等の施設	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hv_000213.html	国土交通省	都市局市街地整備課 TEL: 03-5253-8111 (内線32763)
空家等対策計画に定められた地区において、居住環境の整備改善に必要な宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等	社会資本整備総合交付金 (空き家再生等推進事業)	https://www.mlit.go.jp/utakukentiku/house/utakukentiku.house.tk3.000035.html	国土交通省	住宅局住宅総合整備課住環境整備室 TEL: 03-5253-8111 (内線39394)
基幹集落に暮らしの安心を支える複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」の形成推進に必要な施設	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei.tk_000021.html	国土交通省	国土政策局地方振興課 TEL: 03-5253-8111 (内線29543)
「地方版創生総合戦略」に位置づけられ、地域再生法に基づく地域再生計画に認定された地方公共団体の自主的・主体的で、先導的な取組	地方創生推進交付金	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html	内閣府	地方創生推進事務局 TEL: 03-5510-2151